

指定管理者モニタリング評価シート

評価対象年度： 平成 30 年度

施設所管課： 子育て支援 課

1 施設の概要

施設名	唐津市外町児童センター 他2施設 (別紙のとおり)	所在地	別紙のとおり
設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにするため、必要な施設及び設備を提供し、児童に必要な指導、地域組織活動の育成、地域の児童の健全育成に必要な活動を行うことを目的とする。		
開館日	別紙のとおり	開館時間	別紙のとおり

2 施設の利用状況

説明	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	利用状況の傾向と増減の要因
外町児童センター主催 教室利用者数	2,421 人	2,568 人	2,311 人	2,468 人	児童の情操を豊かにすること、運動能力の向上等を目的として行っている主催教室の利用の増加によるもの。
西唐津児童センター主催 教室利用者数	759 人	806 人	950 人	1,220 人	児童の情操を豊かにすること、運動能力の向上等を目的として行っている主催教室の利用の増加によるもの。
延べ利用者数(外町・西唐津・高串)	21,839 人	24,266 人	21,170 人	21,638 人	施設の周知等はおこなっているが、放課後児童クラブ入所率の増加や子育て情報センターの利用率増加により利用数が横ばいとなっているもの。

3 指定管理者の概要

指定管理者	名称	社会福祉法人唐津市社会福祉協議会			
	所在地	唐津市二夕子3丁目155番地4			
	代表者	会長 山中 幸光			
指定期間		平成 29 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31 日			
指定管理者の業務内容		児童館の施設及び設備の管理運営に関する業務			
事業の実施状況		<ul style="list-style-type: none"> 小学生や中高生、就学前児童とその保護者を受け入れ、遊びの援助及び集団的・個別的指導の実施。 コミュニケーション能力の育成、児童の情操を豊かにすること、運動能力を高めること、また自主性・協調性を養うことを目的とし、各分野の講師に依頼して児童センター主催の教室を開催。 子どもボランティア育成事業の実施。(施設周辺の清掃活動、エコキャップの収集、花壇周りの除草作業等) 児童健全育成事業として引きこもりや不登校などの悩みを持つ児童またはその保護者を対象とした相談窓口を設置。 			
職員の配置状況	常勤 正規職員、フルタイム等	6 人	非常勤 嘱託・臨時職員、パート等	12 人	常勤の内訳 ・嘱託厚生員 3人(西唐津:2 外町:1) ・臨時職員 3人(外町:1 高串:2)

4 収支状況

単位：円

	平成30年度 決算額	平成29年度 決算額	増減額
収入 (a)+(b)+(c)+(d)	16,207,233	16,121,223	86,010
指定管理料 (a)	15,815,623	15,729,223	86,400
利用料金収入 (b) ※利用料金制の場合のみ			
事業収入 (c)	380,000	392,000	-12,000
参加料	370,000	392,000	-22,000
受入研修費	10,000	0	10,000
—			
—			
その他収入 (d)	11,610	0	11,610
支出 (e)+(f)+(g)+(h)+(i)	16,207,233	16,121,223	86,010
人件費 (e)	11,823,909	11,899,632	-75,723
施設管理費 (f)	1,755,298	1,795,681	-40,383
光熱水費	623,411	581,338	42,073
修繕費	588,708	567,442	21,266
広告宣伝費			
委託料 (再委託)	185,915	223,694	-37,779
保険料	137,470	152,536	-15,066
事務費	193,874	220,991	-27,117
その他	25,920	49,680	-23,760
事業費 (g)	2,340,630	2,235,851	104,779
うち自主事業に伴う 経費	370,000	392,000	-22,000
施設使用料 (h)	287,396	190,059	97,337
その他支出 (i)			
収支	0	0	0
利益配分額	0	0	

5 項目別評価

評価項目		自己評価	市の評価
1 業務の履行状況			
(1) 運営業務（全般）			
①運営管理	条例、協定書等に従い、開館日、開館時間等を遵守しているか。	適	適
	使用料または利用料金の徴収、減免手続き等を適切に行っているか。	適	適
	施設の利用者数、稼働率を適切に管理しているか。	適	適
②人員体制	施設の管理運営に必要な資格、経験等を有する人員が過不足なく配置されているか。	適	適
	従業員の労働条件は適正であるか。	適	適
	従業員の資質向上のための指導、研修等を適切に実施しているか。	B	B
③管理記録	業務日誌等を適切に記録し、保管しているか。	適	適
④連絡調整	協定書等に定めた各種報告書を、期限内に市に提出しているか。	適	適
	市や関係団体等との連絡調整を適切に行っているか。	適	適
⑤危機管理	基本協定に定めるリスク分担に従い、適切な対応を行っているか。	適	適
	緊急時に直ちに措置を講じ、市に報告を行ったか。	適	適
	緊急時の連絡体制、マニュアルを整備し、定期的に研修、訓練等を行っているか。	B	B
⑥個人情報保護	個人情報保護に関する法令等を遵守しているか。	適	適
	施設利用者等の個人情報の漏洩、滅失等の事故防止策を講じているか。	適	適
(2) 維持管理業務			
①維持管理	省エネルギー、省資源など環境への配慮がなされているか。	適	適
	施設や設備、備品等の保守管理（点検や修繕等）を適切に行っているか。	B	B
	清掃、警備、衛生管理その他施設管理に必要な業務を適切に行っているか。	B	B
②再委託	再委託にあたり、事前に契約方法及び契約事項を市に報告しているか。	適	不適
	再委託先からの業務報告を受けるなど、履行状況を適切に管理しているか。	適	不適

2 サービスの質			
(1) 運營業務（利用者対応、情報発信等）			
①利用者対応	施設利用者に対して、設備、備品等を適切に提供しているか。	適	適
	施設の利用許可、案内等を迅速かつ適切に対応しているか。	適	適
	施設利用者への言葉使い、態度、服装等、接遇が適切であるか。	適	適
②苦情等対応	要望、苦情等を整理し、遅滞なく市に報告しているか。	適	適
	要望、苦情等に対して迅速かつ適切に対応しているか。	B	B
③利用者アンケート	適切な利用者アンケート調査を実施し、その結果が良好であるか。	B	B
	利用者アンケートの結果に基づき、適切な改善策を講じているか。	B	B
④施設の利用状況	施設の利用者数、稼働率等に関する目標を達成しているか。	B	C
⑤情報発信	利用者の利便性向上のため、ホームページ等の更新、管理を適切に行っているか。	適	適
	各種媒体を利用し、事業、イベントの開催案内等の広報を適切に行っているか。	B	B
(2) 事業実施状況			
①事業実施状況	事業計画に定めた事業を適切に実施しているか。	適	適
	施設の設置目的に沿った自主事業を実施し、市民サービスの向上が図られたか。	B	B
(3) 地域貢献			
①地域貢献	地元雇用を積極的に行っているか。	適	適
	地域の意向に沿った運営や、地域活動への参加・協力を行っているか。	B	B
	地元事業者からの物品調達など、地元を活用した運営がなされているか。	B	B
3 継続性・安定性			
(1) 運營業務（経理事務、予算執行等）			
①経理事務	専用口座、帳簿等を備え、指定管理業務に係る経理区分が明確に整理されているか。	適	適
②予算執行	収支予算書の範囲内で適正に予算を執行しているか。	適	適
③取引状況	取引先等の関係業者との関係は良好であるか。	適	適
(2) 収支状況			
①経費縮減	施設の管理運営に係る経費が縮減されているか。（経費削減に努めているか。）	B	B
②収入増加	収入増加のための取り組みがなされているか。	B	B
③収支状況	収支予算書と比較して、収支状況は妥当であるか。（目標を達成しているか。）	B	B

※ 上記の評価項目、評価の視点は標準的なものであり、施設の特性に応じて調整（追加、削除）を行うこととする。

6 総括評価及び総合評価

総括評価	1 業務の履行状況	B	指定管理者の管理運営に対する評価・コメント 当該指定管理業務全般については、唐津市児童館条例及び唐津市児童館施設の管理運営に関する協定書に基づき概ね適正に管理運営されている。 しかしながら、一部再委託を実施しているが、市への事前報告はなく実施されているため、報告の徹底に努めたい。 児童館及び児童センターは、各々厚生員2名体制を取っており、各児童館や児童クラブとの人事交流等による各館指導技術の均衡化が図られている。また、職員研修についても児童厚生員等研修会等の研修会に積極的に参加し、指導技術の向上が図られている。
	2 サービスの質	B	
	3 継続性・安定性	B	
総合評価		B	

別紙

名称	所在地	開館日数		開館時間		利用人数	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
唐津市外町 児童センター	唐津市和多田 海士町3番8 号		291			—	10,050
唐津市西唐 津児童セン ター	唐津市二太子 二丁目500 番地1	次の休館日以外の日 ・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年未年始（12月29日から翌年1月3日までの日） ※ 上記にかかわらず、市長等は、必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。	291	午前10時から午後5時まで	午前10時から午後5時まで	—	4,900
唐津市高串 児童館	唐津市肥前町 田野乙143 番地		289	午後1時から午後6時まで	午後1時から午後6時まで	—	6,688
計	3箇所		871			—	21,638